

# 府政広報（Web・SNS）発信力強化業務委託仕様書

## 1 委託業務名

府政広報（Web・SNS）発信力強化業務

## 2 業務期間

契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

## 3 趣旨

府政の情報発信力を強化し、府政の施策ブランドを高めるため、府が権限を有する Web、SNS のディレクション及び解析業務を行う。

## 4 京都府広報課所管 Web、SNS

・京都府公式ホームページ	ページ数	約 3.3 万
・京都府広報課 Twitter	フォロワー数	約 9.6 万
・京都府 LINE	友だち数	約 4.9 万
・京都府広報課 Facebook	フォロワー数	約 1 千
・京都府 YouTube	チャンネル登録者数	約 1.3 万
・京都府広報監まゆまる Twitter	フォロワー数	約 3.2 万
・京都府広報監まゆまる LINE	友だち数	約 2.1 万
・京都府広報監まゆまる Facebook	フォロワー数	約 1.1 万

## 5 主な業務内容

### (1) ディレクション及び解析業務

より広報効果の高い情報発信を行うため、「4 京都府広報課所管 Web、SNS」について、以下の分析業務を行う。なお、分析項目については、随時府と調整すること。

- ・国及び都道府県、企業等の好事例調査等
- ・Google アナリティクスを活用した Web サイトの分析等

※令和 5 年 7 月 1 日以降は GoogleAnalytics4 での分析を必須とする。

- ・各種 SNS のアナリティクスを活用した分析等

月 1 回 2 時間程度で府に対して、上記の内容を含めた助言・提案等を行なう。

また上記の調査、分析結果等を A4 裏表 15 ページ以上のレポートにして PDF にて月 1 回提出することとする。

### (2) 相談業務

府が所有する SNS (Twitter、Facebook、LINE、YouTube) および Web 等について、必要に応じて府職員立会いの下、月 2 回以内で相談、ヒアリング、助言、提案等を行う。なお相談にあたっては、提供する情報を事前に確認し、調査、分析を行った上で対応する。相談相手がオンラインを希望する場合は、オンラインルーム

の設定等の準備を行うものとする。

### (3) 府政情報 PR 画像制作業務

月 5 件相当の Web、SNS で使用する画像を制作する。制作する画像は下記テーマを基本とし、府が指定するものとする。

- ・「きょうと府民だより」の特集記事を Web・SNS 用に最適化した画像
- ・注意喚起や啓発画像

データ様式は、PDF / JPG / PNG / AI など、府の希望に応じて納品する。

### (4) Web・SNS 等発信強化に向けたガイドラインの制作

Web・SNS 等を効果的に活用するため、府が Web・SNS 等を運用する際の注意点や手順等を示したガイドラインを、カラーA4 裏表 1 枚以上を基本とする形で制作し、Word データ等府が指定する形式にて納品する。なお、府と打ち合わせを行い、制作するものとする。

## 6 定例会（全体会議を含む）

受託者は、業務の遂行にあたり、月 1 回程度府と打ち合わせを行う。また、他の広報アドバイザーを含めた全体会議を開催する場合、月 1 回参加することとする。なお、打ち合わせ以外でも随時メール、電話等で京都府とやりとりを行い、原則 2 営業日以内に対応するものとする。

## 7 業務執行体制

本業務を円滑に遂行するため、以下の人員を配置すること（兼務可）

※変更があった場合は、速やかに府に連絡すること。

- ・京都府との総括担当者 1 名
- ・SNS の知識経験を有し、効果的な広報発信のための助言、総合的なコーディネートを行うことができるディレクター（都道府県等の行政機関とのディレクション実績が連続して 1 年以上あること） 1 名以上
- ・Web コンサルティング等の知識経験を有し、効果的な広報発信のための助言、総合的なコーディネートを行うことができるディレクター（都道府県等の行政機関が運営する Web ページへのディレクション実績が連続して 1 年以上あること） 1 名以上
- ・府政情報 PR 画像のデザイン制作のための調整を行うディレクター（都道府県等の行政機関とのデザイン・ディレクション実績が連続して 1 年以上あること） 1 名以上
- ・府政情報 PR 画像制作デザイナー 1 名以上

## 8 成果物及び秘密保持

(1) 本業務により得られた成果は、原則として府に帰属する。

(2) 秘密保持

- ① 本業務に関し、受託者が府から受領又は閲覧した資料等は、府の了解無く公表又は使用してはならない。
- ② 受託者は、本業務で知り得た府及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

## 9 その他

受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、又は、執行上の疑義が生じた場合は、府と協議して定める。